

# みんなできささえる 国民健康保険

問い合わせ  
市民課国保年金係 ☎内線3131  
白沢町総務課市民係 ☎内線31  
利根町総務課市民係 ☎内線24

## 納期までに納めましょう

国民健康保険税(国保税)は、国民健康保険(国保)で負担すべき医療費から、国や県の補助金などの歳入を見込んだ残りの額を医療分、後期高齢者支援金分と介護分の所得割額、資産割額、均等割額と平等割額に分けて税率を定めています。

このうち、医療分と後期高齢者支援金分の所得割額は世帯の国保加入者の前年分の総所得金額を、介護分は40歳から64歳までの人第2号被保険者の前年分の総所得金額を基に算定しています。

7月の通知額は、確定した年税額から仮算定(4月～6月)です。すでに課税した税額を差し引いたもので、その差額を7月以降の納期に分けて納めていただくこととなります。

納税通知書は、4期から12期までの9期分をまとめて通知し

ますので、各納期までに納めてください。

## 国保税を納める人は

納税義務者は世帯主です。国保に加入していない世帯主でも、その世帯内に国保の加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者となります。

## 納めないでいると

納期限を過ぎると督促状が送られ、それでも納めないでいると通常の保険証の代わりに短期被保険者証が交付されます。納期限から1年を過ぎると保険証を返してもらい、代わりに資格証明書が交付されます。納期限から1年6カ月を過ぎると、国保の給付が全部、または一部差し止めになります。その後も納めないでいると、差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます(災害や事業の廃止など特別な事情が

ある場合は除く)。分割納付などもできますので、滞納のままにせず納付方法についてご相談ください。

## 国保税の軽減

非自発的失業者(雇用保険の特定受給資格者と特定理由離職者)は、申告により国保税が軽減されますので、忘れずに申告してください。

## 納付方法の変更

現在、特別徴収(年金天引き)の世帯は、申請により特別徴収から口座振替に納付方法を変更することができます。

## 医療費を大切に

国保の医療分は、皆さんが納める国保税や医療機関の窓口で支払う一部負担金、国の補助金などで賄われています。医療機関などへの国保からの医療費の支払額がそのまま税額

に反映しますので、医療費を大切に使いましょう。特定健診を忘れずに受診するなど、健康管理に注意してください。

それぞれ改正されました。  
ジェネリック医薬品の利用にご協力を  
ジェネリック医薬品は、低価格なのに安全性や効き目は新薬と同じと認められている後発医薬品のことです。自己負担も軽くなりますので医師や薬剤師と相談の上、利用にご協力をお願いします。

## 国保税はこうして決まります

### 税 額

### 所得割額 + 資産割額 + 均等割額 + 平等割額の合計

区 分	区 分	区 分		
		医療分	後期支援分	介護分
所得割額	世帯内の加入者の所得に応じて計算	5.9%	1.8%	1.4%
資産割額	世帯内の加入者の資産(土地・家屋)に応じて計算	21.0%	6.8%	6.7%
均等割額	世帯内の加入者の人数に応じて計算	23,200円	7,200円	9,300円
平等割額	1世帯につきいくらと計算	21,800円	7,000円	5,600円
課税限度額	保険税額が課税限度額を超えた場合は、限度額に抑えられます	51万円	16万円	14万円

※介護分については、40歳から64歳までの人(介護保険第2号被保険者)が納めます

## 8月1日(金)から後期高齢者医療被保険者証が新しくなります

### 新しい保険証の郵送

新しい保険証は紫色です。緑色の封筒に入れて、7月中旬に郵送します。郵送を希望しない人は市民課窓口で交付しますので、7月16日(水)までに連絡してください。保険証の有効期間は、8月1日から来年7月31日までです。保険証には、被保険者番号や氏名、医療機関の窓口で支払う自己負担割合(1割、または3割)が記載されています。

### 「限度額適用・標準負担額減額認定証」更新手続きの省略について

現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、「減額認定証」といふ)を持っている人は、有効期限が7月31日(木)までとなっています。本年度から、次のどちらの条件にも該当する人には更新手続きを省略し、8月1日から使用できる「減額認定証」を新しい保険証に同封します。

① 昨年8月1日以降に「減額認定証」の交付を受け現在も該当している人

② 本年度も引き続き住民税が非課税の世帯に属する人

## 保険料を納めないでいると

保険料の滞納状況により、通常より有効期間の短い短期被保険者証を交付する場合があります。短期被保険者証の有効期間は、8月1日から来年1月31日までです。一時的に納付が困難な場合は分割納付などもできますので、ご相談ください。

## 臓器提供意思表示と

### 保護シール

平成23年度から被保険者証裏面に臓器提供の意思の有無を記載できるようになりました。記入された情報を保護するためのシールを窓口で配布しています。臓器提供意思表示欄への記入は任意です

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線3132、白沢町総務課市民係 ☎内線31、利根町総務課市民係 ☎内線40へ

## 限度額適用認定証をご利用ください

### 国民健康保険の加入者の皆さんへ

### 国民健康保険 後期高齢者医療保険

限度額適用認定証を医療機関に提示することで入院や外来診療などでの医療費の支払額を自己負担限度額までにとどめることができます(世帯の所得によっては、入院時の食事代が減額になる場合もあります)。医療機関などでの支払いが高額となった場合、申請により自己負担限度額を超えた額が払い戻されますが、窓口での一時的な支払いが大きな負担となります。高額な医療費が掛かると見込まれる人は、事前に限度額適用認定証の申請をしましょう。

### 対象

- ① 70歳未満の国民健康保険加入者
- ② 70歳以上の国民健康保険加入者で本年度の市民税が非課税の世帯に属する人
- ③ 後期高齢者医療保険加入者で本年度の市民税が非課税の世帯に属する人

※市民税が課税の世帯に属する70歳以上の人は国民健康保険の高齢受給者証、または後期高齢者医療保険の保険証を提示するだけで限度額までの支払いとなりますので限度額適用認定証は必要ありません

※国保税に未納がある世帯の国民健康保険加入者には原則として交付できません

**申請窓口** 市民課国保年金係、白沢町・利根町総務課市民係  
**必要な物** 申請する人の保険証、印鑑(国民健康保険加入者は世帯主、後期高齢者医療保険加入者は本人の物)

### 限度額適用認定証の更新

現在交付中の限度額認定証の有効期限は、7月31日(木)です。更新手続きは次のとおりです。

**対象①に該当する人** 長期入院中の人以外には更新の案内を送付しません。継続利用する人は必要な物を持参し申請窓口へ

**対象②に該当する人** 7月中旬に更新の案内を送付します。継続利用する人は必要な物を持参し申請窓口へ

**対象③に該当する人** 7月中旬に新しい限度額適用認定証を送付しますので窓口での手続きは必要ありません

**問い合わせ** 市民課国保年金係 ☎内線3134、白沢町総務課市民係 ☎内線31、利根町総務課市民係 ☎内線40へ

### ●国民健康保険に加入している70歳未満の人

区分	1カ月の支払い限度額	食事療養費(1食当たり)
上位所得者	150,000円 + 1%*1 (83,400円*2)	260円
一般	80,100円 + 1%*1 (44,400円*2)	
非課税	35,400円 (24,600円*2)	210円*3

### ●市民税が非課税の世帯で、70歳から74歳までの国民健康保険加入者と後期高齢者医療保険加入者

区分	1カ月の支払い限度額		食事療養費(1食当たり)
	外来	入院	
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	210円*3
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	100円

※1 医療費から一定の額(上位所得者は50万円、一般は26万7,000円)を差し引いた額の1%  
※2 過去12カ月に4回以上の高額療養費の支給がある場合の限度額  
※3 過去12カ月に入院日数が90日を超える人は、別途申請により160円に減額されます